答申第１６４号
（諮問第１８３号、１８４号、１８６号、１８７号、１８９号、１９０号、１９１号、１９２号、１９３号、１９４号、１９５号、１９６号、１９７号、１９８号、２０１号、２０３号、２０７号、２１３号、２２０号、２２６号、２２７号、２２８号、２３５号、２３６号、２３７号、２３９号、２４０号、２４１号）

答　　申

別表に掲げる諮問事項について、一括して次のとおり答申する。

本答申において、大分県知事を「知事」、大分県人事委員会委員長を「委員長」といい、両者を併せて「実施機関」という。

第１　審査会の結論

実施機関が行った別表（イ）欄に記載の各決定処分（以下「本件各決定処分」という。）はいずれも妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第１項の規定により、別表（ア）欄に記載のとおり、実施機関に対して、保有個人情報開示請求（以下「本件各開示請求」という。）をそれぞれ行った。

２　実施機関の決定

実施機関は、別表（イ）欄のとおり本件各決定を行い、審査請求人にそれぞれ通知した。

３　審査請求

審査請求人は、本件各決定処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、（ウ）欄に記載の年月日に、実施機関に対して審査請求（以下「本件各審査請求」という。）をそれぞれ行った。

第３　審査請求人の主張

１　審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、別表（エ）欄に記載のとおりである。

２　審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、別表（オ）欄に記載のとおりである。

第４　実施機関の弁明の要旨

本件各審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね別表（カ）欄に記載のとおりである。

第５　審査請求人の反論

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論書は別表（キ）欄に記載のとおりである。

第６　審査会の判断

１　本件対象公文書について

本件対象公文書は、大分県が行う公共事業に伴う用地取得業務において、令和元年５月 11 日、審査請求人へ補償金額等の説明に際し、当時の担当者が作成し提示した資料（以下「税額表」という。）に関連するものであり、審査請求人が税額表について、実施機関とやりとりした電話記録や、税額表を作成するにあたり根拠とした資料等である。

２　保有個人情報開示請求の制度について

法第76条第１項に基づく保有個人情報開示請求制度は、行政機関等が保有する自己を本人とする個人情報について、その正確性や利用の適正性を確認するための手段として、個人の権利利益の保護を図る趣旨で設けられているものである。また、同制度に基づく開示請求の対象は、実施機関が現に保有する保有個人情報であり、実施機関は、当該情報が記録された公文書を、法令の定める方法により開示することとなる。同制度は、請求者からの質問に回答又は説明するために、新たな公文書を作成又は加工して開示する義務まではないと解される。

３　答申第 153 号について

当審査会は、用地交渉時に使用した資料に係る保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求事案（令和７年７月８日付け開示請求分、諮問第 175 号）について、令和８年３月５日付けで答申第 153 号（以下「答申第 153 号」という。）を行った。

答申第 153 号では、当審査会事務局が事務事業担当課（所）である〇〇土木事務所において実地調査を行った結果、税額表の原本を確認できず、同原本の不存在は事実として認められる旨を述べた。また、業務を委託している場合、委託業務に係る情報の管理及び取扱いの決定権限は委託元である行政機関にあることから、本件対象公文書について、〇〇土木事務所が委託先である大分県土地開発公社から写しの提供を受け保有することとなった場合には、これを開示することに問題はない旨を述べた。

審査請求処理担当課によると、令和８年３月６日に答申第 153 号の写しを審査請求人に送付し、同月 23 日付け裁決書において、答申第 153 号と同様の判断を行ったとのことである。

4　実施機関における開示・不開示決定の妥当性について

２で述べた保有個人情報開示請求制度の趣旨を踏まえ、以下、諮問第184号、第197号、第240号、第201号、第203号及び公文書不存在を理由とする不開示決定並びに権利濫用を理由とする不開示決定がそれぞれ行われた各諮問について、実施機関の決定の妥当性を検討する。

（１）諮問第184号、第197号、第240号について

諮問第184号及び第197号に係る開示請求は、審査請求人と事務事業担当課（所）との間で税額表に関してやり取りをした電話記録であり、知事は、保有する対象公文書をいずれも開示している。

また、諮問第240号に係る開示請求は、審査請求人が人事委員会に架電した際の記録及び審査請求人から電子メールで送付された税額表を対象とするものであり、委員長は、保有する対象公文書を開示している。

一方、審査請求人は、開示された公文書に求める情報が記載されていない旨を主張している。しかし、保有個人情報開示請求制度は、実施機関が現に保有する保有個人情報を開示する制度であり、請求者からの質問に回答又は説明するために新たな公文書を作成するものではない。本件各開示請求の対象となる公文書が開示されていることを踏まえると、当該開示決定処分を変更すべき事情は認められず、諮問第184号、第197号及び第240号に係る開示決定は妥当である。

（２）諮問第201号について

事務事業担当課（所）によると、審査請求人に対し、「〇〇第2555号」に係る保有個人情報開示決定の経緯及び同文書が偽造文書でない旨を繰り返し説明してきたが、その後も関連する開示請求が繰り返されたとのことである。本件請求の対象は、令和７年６月26日付け〇〇第733号により既に開示された保有個人情報と同一であり、これに加えて開示すべき保有個人情報を知事が保有している事情も認められないことから、本件不開示決定は妥当である。

一方、審査請求人は、〇〇第2555号が偽造文書でないことを示す根拠（そのような証拠は「不存在」であることの確認。）（原文ママ）を保有個人情報開示請求しているが、保有個人情報開示請求制度は、実施機関に対し、請求者の求めに応じて説明を行ったり、新たな公文書を作成するものではない。

（３）諮問第203号について

答申第153号に記載した税額表を開示した経緯を踏まえ、弁明書に記載された税額表に記載の数字や記載内容の意味、適用した法令等を確認できる資料そのものは存在しないことに不合理な点は認められない。したがって、当該保有個人情報を保有していないことを理由とする不開示決定は妥当である。

また、大分県が公用請求した土地の全部事項証明書（土地）及び履歴事項証明書（法人）については、知事が対象となる公文書を開示していることから、当該開示決定は妥当である。

（４）公文書不存在を理由とする不開示決定について

諮問第183号、第186号、第187号、第189号、第190号、第193号、第196号、第198号、第213号、第226号、第227号、第235号、第239号、第241号においては、公文書不存在を理由としての不開示決定がそれぞれなされている。

これらの請求では、税額表の根拠が分かる公文書、審査請求人への対応が分かる公文書、他の審査請求事案において審査請求処理担当課が作成した弁明書に記載された内容の根拠が分かる公文書、土木建築部以外の県の所属に架電した際の電話記録等に係る保有個人情報の開示が求められている。

審査請求処理担当課は、これらの情報を記録した公文書を作成又は取得しておらず、保有していない旨を弁明している。保有個人情報開示請求制度は、実施機関が現に保有する保有個人情報を開示する制度であり、請求者からの質問に回答又は説明するために新たな公文書を作成するものではないことから、この説明に何ら不合理な点は認められない。

したがって、当該保有個人情報を保有していないことを理由とする不開示決定は妥当である。

（５）権利濫用を理由とする不開示決定について

諮問第191号、第192号、第194号、第195号、第207号、第220号、第228号、第236号及び第237号では、開示請求権の濫用を理由とする不開示決定がそれぞれ行われている。これらの決定の妥当性については、次項において検討する。

５　権利濫用について

（１）保有個人情報開示請求権の濫用について

法には、保有個人情報開示請求が権利濫用に当たる場合に、実施機関が当該請求を拒否し得る旨の明文の規定はないが、権利濫用が許容されない旨の一般法理の適用を否定すべき理由は見当たらないことから、開示請求が権利濫用に当たる場合には、実施機関がこれを拒否し得るものと解される。

もっとも、法が保有個人情報の開示請求権を個人の権利として認めていることに鑑みれば、開示請求が権利濫用に当たるとの判断は慎重に行う必要がある。その判断に当たっては、請求の内容、目的及び態様、同一又は同趣旨の請求の有無、実施機関の業務に生じる支障の内容及び程度その他の事情を総合的に勘案し、個々の請求について、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別的事情に即して判断することが必要である。

（２）本件各開示請求の権利濫用の該当性

①請求の内容等

本件各開示請求について、同趣旨の請求が繰り返されているものや、表現を変えた請求、既に開示された文書に係る請求、自身が求める対応や回答のほか、職員の発言、不開示決定通知書又は弁明書に記載の根拠を求める請求が見受けられる。保有個人情報開示請求は２で述べたとおり行政機関等が保有する自己を本人

とする個人情報について、その正確性や利用の適正性を確認するための手段として、個人の権利利益の保護を図る趣旨で設けられているものである。

②関連する請求の状況及び実施機関の業務への影響

審査請求処理担当課によると、審査請求人は税額表に関し、複数の所属に対して保有個人情報開示請求及び公文書公開請求等を繰り返しており、請求への対応に相当の時間と労力を継続的に要し、複数の部署の円滑な業務遂行に支障をきたしていると説明している。

その状況としては、令和８年９月末現在、審査請求人による請求等の件数は、保有個人情報開示請求 451 件、公文書公開請求 97 件、情報提供の申出 38 件、審査請求 130 件で、令和７年度の県に対する保有個人情報開示請求総数 421 件のうち、審査請求人による請求は 341 件であり、全体の 80.9%を占めており、令和７年 11 月 18 日には、一日で保有個人情報開示請求 12 件及び公文書公開請求４件の計 16 件が行われたとのことである。

また、既に全部開示決定又は部分開示決定がなされているにも関わらず、交付を受けていない文書があるとのことである。これは、実施機関が、法に基づき、個々の情報について開示・不開示の判断を慎重に行い、黒塗り等の作業に相当の労力を費やしたにも関わらず、その結果が審査請求人によって活用されていないことを意味する。

これらの事情は、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性やその取扱いの適正性を確認する目的があるとは考え難く、請求が真摯なものではないと認められる。

③その他の事情

実施機関によると、審査請求人は公共事業に伴う用地取得業務に直接関係しない所属や職員にもメールを送付したほか、複数の所属に架電し、税額表又は自己の主張に関する対応を求めたとのことである。

また、令和７年７月７日には、〇〇土木事務所に 68 回、用地対策課収用管理班に５回、同課用地指導班に２回、県政情報課に７回架電したとのことである。

税額表をめぐり多くの所属を巻き込み、その時対応した職員の発言等の根拠を求めるなどの一連の行為は、実施機関の円滑な業務遂行に支障をきたしていることが十分推測される。

さらに、当審査会は、諮問第 177 号収用手続に関する資料等に係る保有個人情報不開示処分に対する審査請求事案（令和７年６月４日開示請求分）に係る答申第 156 号をはじめ、権利濫用に当たると判断した答申を４件行っている。

それらを踏まえ、審査請求処理担当課は同様の判断を行い、それぞれ裁決書を送付したが、その後も関連する開示請求等が継続しているとのことである。

これらの過去の答申・裁決は、本件各開示請求の内容及び態様を検討する上で考慮し得る。

（３）まとめ

以上のとおり、審査請求人による関連請求の件数及び反復状況、実施機関の業

務への影響、過去の答申・裁決その他の事情は、本件各開示請求の権利濫用該当性を判断する上で考慮すべき事情である。

以上を踏まえると、諮問第 191 号、第 192 号、第 194 号、第 195 号、第 207 号、第 220 号、第 228 号、第 236 号及び第 237 号に係る各開示請求は、社会通念上妥当と認められる範囲を逸脱し、権利濫用に当たると認められる。したがって、これらの請求について権利濫用を理由としてそれぞれ行われた不開示決定は妥当である。

6　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、当審査会は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号）により与えられた権限に基づき、請求者からの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が行った保有個人情報の不開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

7　制度の適正な利用について

保有個人情報開示請求権は、法により認められた権利であり、その行使は尊重されるべきものである。一方、同制度は、実施機関が現に保有する保有個人情報の開示を求める制度であり、新たな公文書の作成や、説明又は回答を求めるものではない。

制度の円滑な運用及び開示請求権の適切な行使のため、審査請求人におかれては、適切に利用することが望まれる。

8　結論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第７　審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
令和８年１月９日～ ９月 14 日	諮　　問
令和８年９月 18 日	事案審議（令和８年度第５回審査会）
令和８年 10 月 26 日	事案審議（令和８年度第６回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏　名	職　業	備　考
生　野　裕　一	弁護士	会　長
渡　邊　博　子	大分大学理事・副学長	
大　塚　　浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
田　中　　竜	元大分合同新聞社報道部長	

梶　原　百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三　島　麻　衣	三愛総合健診センター長	
加　納　雅　子	元大分市立鴛野小学校長	
品　川　佳　満	大分県立看護科学大学看護学部教授	
帆　秋　勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	